

政府の犯罪対策に関する取組について

犯罪対策閣僚会議

(15年9月2日設置)

主宰:内閣総理大臣 構成員:全閣僚 庶務:内閣官房

- 総合的な犯罪対策の企画立案・総合調整・推進
- 広汎かつ強力な企画立案・調整機能が必要となる課題への対応

新たに犯罪対策閣僚会議 の下に位置付け

犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議

- 議長 内閣官房副長官補
- 構成員 内閣官房、内閣府、警察、総務、法務、文科、厚労、農水、経産、国交の担当局長クラス

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議

- 議長 内閣官房副長官補(外政・内政)
- 構成員 内閣府、警察、法務、外務、文科、厚労の担当局長クラス

犯罪対策閣僚会議の下に設置

銃器対策推進会議(旧銃器対策推進本部)

(二〇年一月二六日設置)

- 議長 内閣府特命担当大臣(銃器対策)
- 副議長 国家公安委員会委員長
- 構成員 内閣官房副長官補、内閣広報官ほか、内閣府、警察、総務、法務、外務、財務、水産、経産、国交、海保、環境の担当局長クラス

薬物乱用対策推進会議(旧薬物乱用対策推進本部)

(二〇年一月二六日設置)

- 議長 内閣府特命担当大臣(薬物乱用対策)
- 副議長 国家公安委員会委員長、法務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣、
国交大臣
- 構成員 総務大臣、外務大臣、経産大臣